

重要事項説明書

(定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービス)

あなたに対する定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの提供開始にあたり、平成24年3月13日厚生労働省令第30号第3条の7に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

(事業の目的)

第1条 医療法人社団三ツ山が開設するサービス付き高齢者住宅アザレア小樽入船（以下「事業所」という。）が行う指定 定期巡回随時対応型訪問介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態にある高齢者等に対し、適正な指定 定期巡回随時対応型訪問介護を提供することを目的とする。

(指定 定期巡回随時対応型訪問介護看護訪問介護の運営の方針)

第2条 指定 定期巡回随時対応型訪問介護看護訪問介護の基本方針として、訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、小樽市、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名 称 定期巡回随時対応訪問介護センターアザレア
- ② 所在地 小樽市入船4丁目28番1号

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

職 種	資 格	常勤(名)	非常勤(名)	備 考
管理者	介護福祉士	1		オペレーター・介護員と兼務
オペレーター	介護福祉士			

	介護福祉士	5		介護員と兼務
	准看護師	1		介護員と兼務
定期巡回・随時対応型訪問介護員	介護福祉士	5	4	
	ヘルパー1級			
	ヘルパー2級			
	実務者研修	1		
	初任者研修			

(1) 管理者

管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) オペレーター

オペレーターは、24時間365日利用者からの通報に対応し、相談に応じるなど随時対応の対応を行う。

(3) 定期訪問介護員

定期訪問介護員は、訪問介護の提供に当たる。

(4) 随時訪問介護員

随時訪問介護員は、訪問介護の提供に当たる。

(5) 事務職員

事務職員は、事業の実施に当たって必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 365日
- ② 営業時間 24時間営業

(事業の内容及び利用料等)

第6条 指定 定期巡回随時対応型訪問介護の内容は次のとおりとし、指定 定期巡回随時対応型訪問介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、指定訪問

介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割または2割または3割の額とする。

2 第8条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、事業所の実施地域を超える地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

① 事業所の実施地域を超える地点から、片道10キロメートルごとに 100円

3 前二項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（緊急時等における対応方法）

第7条 訪問介護員等は、事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

7 緊急時の対応方法

異常事態と事故

利用者の急激な体調の変化等、利用者の身体に関する不測の事態に起因して生じる異常事態とサービス実施を原因とする事故について、その状況を正しく見極め、適切に対応することが重要である。身体の損傷や、過失の有無およびその程度により対応方法が異なる。

(1) 異常事態とは

適切な対応をすみやかに行わなければ後に障害を残したり、最悪の場合生命を脅かす事態。

(2) 事故とは

サービス実施を原因とした過失により生じた事態。例) 入浴介助中の転倒、所有物の損壊や紛失

2.

異常事態・事故発生時の心構えと対応

(1) 異常事態発見者の心構え

① あわてない

担当ヘルパーは落ち着いて事故の状況や利用者の急病の状態を観察する。

② 安心感を与える

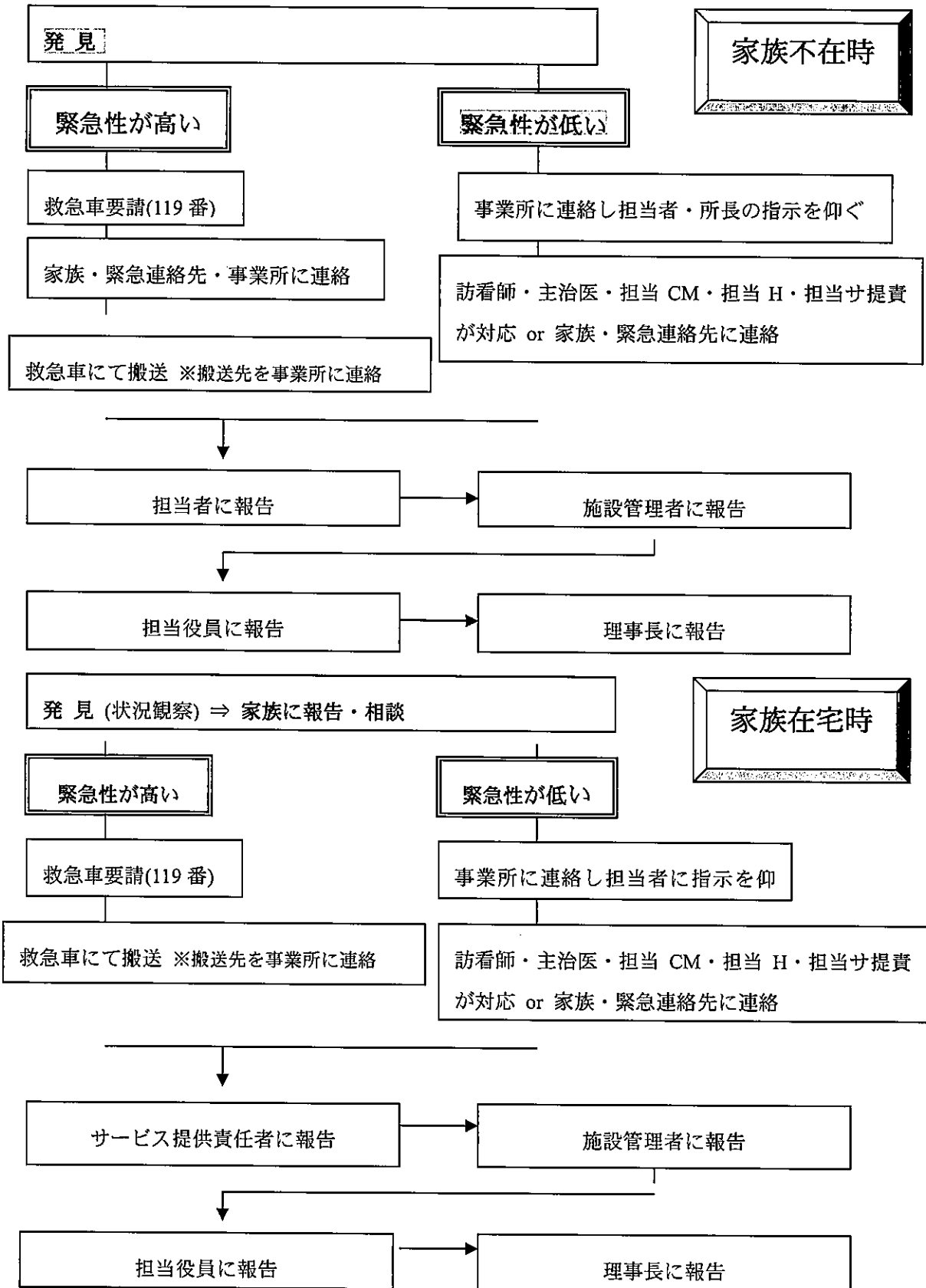
事故や急病は本人も驚き不安があるため、安心させるとともに力づけることが大切。

③ 協力体制を整える

他のヘルパーや家族がいれば、すぐ協力を得る。異常時において速やかに対応することは、利用者の生命・予後および治療方針に重要な影響を及ぼす。

適切な対応を責任の明確化のためには利用者や家族の了解および、看護師の判断・医師の指示が必要である。

(2) 異常事態発生時の対応経路



(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、南部地区とする。

(合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法)

第9条 指定 定期巡回随時対応型訪問介護の提供の開始に際しては、随時訪問サービス等の緊急時の対応に支障がないよう、利用者又はその家族からの希望により、利用者の居宅の合鍵を事業所が管理できるものとする。

- 2 前項の規定により合鍵を事業所が管理する場合は、利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、その内容に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。
- 3 前各項の規定により合鍵を事業所が管理する場合は、責任者を定めて保管し、管理簿を設けて記録する。
- 4 事業所が合鍵を紛失した場合は、所管の警察署に届けるとともに事業所が利用者の居宅の鍵を変更する費用を負担する。

(その他運営についての留意事項)

第10条 事業所は、すべての訪問介護員等に対し、個別の訪問介護員等に係る研修計画を策定し、当該計画に従い、研修（外部における研修を含む。）を実施する。なお、研修計画は機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後3カ月以内
 - ② 継続研修 年1回
- 2 事業所は、すべての従業員に対し、健康診断等を定期的実施する。
 - 3 訪問介護員等は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 4 訪問介護員等であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
 - 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団三ツ山病院の事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

1 虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとします。

(1) 虐待の防止のための研修を定期的実施し、担当者を置きます。

(2) 虐待防止のための指針を整備します。

(3) 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施し、担当者を置きます。

2 サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

1 事業者概要

【会社の概要】

事業者名	医療法人社団三ツ山病院
資本金	9252万円
社員数	110名
設立	昭和23年
所在地	北海道小樽市稲穂1丁目9番2号
理事長	中井 義仁

【事業内容】

病院 入院85床（療養病棟含む）内科・消化器科・循環器科・小児科・人工透析、訪問看護、居宅介護支援、訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、サービス付き高齢者向け住宅の運営

2 ご利用事業所

ご利用事業所の名称	定期巡回随時対応訪問介護センターアザレア
指定事業者番号	0192000297
所在地	小樽市入船4丁目28番1号
電話番号	(0134) 61-1753
営業日及び営業時間	年中無休 24時間営業
通常の事業の実施地域	南部地区
合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法	責任者を定めて保管し、管理簿を設けて記録します。事業所が合鍵を紛失した場合は、所管の警察署に届けるとともに事業所が利用者の居宅の鍵を変更する費用を負担いたします。

3 事業の目的と運営の方針

事業の目的	住み慣れた地域で生活するために、介護保険法令に従いご利用者が自宅で可能な限り暮らし続けられるような生活の支援を目的として、訪問サービスを提供します。
運営の方針	ご利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、ご契約者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、地域での暮らしを支援します。

4 サービス内容と利用料

サービスの種類	内容・標準的な手順	単位	利用料 (1割)	利用料 (2割)	利用料 (3割)	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護費 (Ⅱ)	基本単位	要介護 1	5.446 単位	5.446 円	10.892 円	16.338 円
		要介護 2	9.720 単位	9.720 円	19.440 円	29.160 円
		要介護 3	16.140 単位	16.140 円	32.280 円	48.420 円
		要介護 4	20.417 単位	20.417 円	40.834 円	61.251 円
		要介護 5	24.692 単位	24.692 円	49.384 円	74.076 円

※初期加算 事業所に登録した日から起算して30日以内の期間については、一日につき30単位 加算いたします。

※総合マネジメント体制強化加算Ⅰ 1.200単位 (1,200円) 毎月1回加算させていただきます。

※サービス提供体制加算Ⅰ 750単位 (750円) 毎月1回加算させていただきます。

※定期巡回生活機能向上連携加算Ⅱ 200単位 (200円) 対象者は毎月1回加算させていただきます。

※同一建物減算 -600単位 (-600円) 毎月1回減算させていただきます (アザレア入居者様の場合)

※介護職員等処遇改善加算Ⅰ 24.5%相当加算させていただきます。

※定期巡回通所介護利用減算 デイサービス利用ごとに減算させていただきます。

要介護1 (-62単位 → -62円) 要介護2 (-111単位 → -111円)

要介護3 (-184単位 → -184円) 要介護4 (-233単位 → -233円)

要介護5 (-281単位 → -281円)

6 交通費実費

事業所の実施地域を越える地点から、片道10キロメートルごとに100円いただきます。

7 苦情申立窓口

ご利用者相談窓口 担当：宮向 敦子	ご利用時間	平日	午前9時～午後17時
		土日	午前9時～午後17時
	ご利用方法	電話	(0134) 61-1753
小樽市介護保険課	ご利用時間	平日	午前9時～午後17時
	ご利用方法	電話	0132-32-4111
北海道国民健康保険 団体連合会	ご利用時間	平日	午前9時～午後17時
	ご利用方法	電話	011-211-2547

8 緊急時の対応方法

利用者の主治の医師又は事業者の協力医療機関への連絡を行い、
医師の指示に従います。 緊急連絡先に連絡いたします。

緊急連絡先 協力医療機関	医療機関の名称	医療法人社団 三ツ山病院
	主治医	中井 義仁
	所在地	小樽市稲穂1丁目9番2号
	電話番号	(0134) 23-1289
	診療科	内科、消化器科、循環器科、小児科、人工透析
	入院設備	有
	救急指定の有無	
	契約の概要	

令和 6 年 月 日

(乙) 当事業者は、甲に対する定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの提供開始に
当たり、

甲 に対して本書面に基づいて上記重要事項を説明しました。

(乙) 定期巡回・随時対応型訪問介護サービス事業者

小樽市入船4丁目28番1号

名称 定期巡回・随時対応型訪問介護センターアザレア

説明者 管理者 氏名 宮向 敦子 印

